

* 別居・離婚を考えている皆さまへ *

ひとり親等相談窓口

- ・母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方また、これからひとり親家庭を考えている方について、生活上の相談や自立に必要な情報提供をおこなっています。
- ・【子ども若者応援課】にご予約いただきますと、お待ちいただくことなく、時間の確保ができます。

児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【子ども若者応援課】に確認してください。

養育費確保支援事業補助金

- ・養育費について債務名義化(強制執行可能な公文書)し、養育費の履行確保のため、養育費保障会社と契約を結ぶ際にかかる費用を補助します。
- 詳細については、【子ども若者応援課】に確認してください。

児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【子ども若者応援課】に確認してください。
(公務員の場合は勤務先)に確認してください。

児童手当・児童扶養手当・養育費確保支援事業補助金・ひとり親家庭等相談関係は
【子ども若者応援課】にご相談ください。

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市子ども若者部子ども若者応援課手当助成係 TEL042-460-9840(直通)

○法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。→



○**法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。→



○ひとり親家庭への支援策については、**こども家庭庁のHP**もご参照ください。→



* 別居・離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉→



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉→



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)**の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

お子さんがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉→
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年のお子さんを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**お子さんのために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**お子さんの成長を支えるために必要な費用のことをいいます**。お子さんが自立する(例えば大学等を卒業する。)までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

(裏面も合わせてご覧ください)

〈養育費に関する
裁判所のHP〉→



○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

- ・**養育費や面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

〈面会交流に関する
裁判所のHP〉→

